



(注意事項)

- 1 本様式は、業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の場合あるいは前年以降、事業拡大等により前年比較が適当でない特段の事情がある場合で、指定業種に属する事業の売上高等の減少が申請者全体の売上高等に相当程度の影響を与えていることによって、申請者全体の売上高等が認定基準を満たす場合に使用する。
- 2 (注)には、「販売数量の減少」又は「売上高の減少」等を入れる。

(留意事項)

- ・本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- ・市長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。